



2021年1月22日

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局  
(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

## 助成対象者の売上高要件の改正について

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度につきまして、2021年1月22日より、以下のとおり、助成対象者の売上高要件が改正となることをお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本改正の対象となる方

2021年1月22日(金)以降、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の公的金融機関から、特別利子補給の対象となる貸付を受けた方

#### 2. 本改正の内容

下記(1)及び(2)のとおり、助成対象者の売上高要件に「最近2週間等」及び「3年前の同期」を追加いたします。

##### (1) 小規模企業者(法人事業者※1)の売上高要件

改正後	改正前
貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高※2 <u>又は最近2週間等の売上高※3</u> が、前年又は前々年 <u>又は3年前</u> の同期と比較して15%以上減少している方	貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高※2 が、前年又は前々年の同期と比較して15%以上減少している方

※1 小規模企業者である個人事業主の方の売上高要件はございません。

※2 2020年12月21日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

※3 最近2週間等とは貸付の申込日から遡った最近14日間以上1か月未満の任意の期間等となります。詳細は「申告書(別紙2)の記入方法(2021年1月22日改正)」をご参照ください。

(2) 中小企業者等（小規模企業者を除く事業者）の売上高要件

改正後	改正前
貸付の申込を行った際の最近 1 か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近 1 か月から遡った 6 か月間の平均売上高※1 <u>又は最近 2 週間等の売上高※2</u> が、前年又は前々年 <u>又は 3 年前</u> の同期と比較して 20% 以上減少している方	貸付の申込を行った際の最近 1 か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近 1 か月から遡った 6 か月間の平均売上高※1 が、前年又は前々年の同期と比較して 20% 以上減少している方

※1 2020 年 12 月 21 日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

※2 最近 2 週間等とは貸付の申込日から遡った最近 14 日間以上 1 か月未満の任意の期間等となります。詳細は「申告書（別紙 2）の記入方法（2021 年 1 月 22 日改正）」をご参照ください。

3. 本改正の開始日

2021 年 1 月 22 日（金）

◆注意事項◆

・本改正に伴い、下記の書類が改正及び新設となります。

○改正となる書類

- ・別紙 2 申告書 A（業歴 1 年 1 か月以上の法人の方） ※
- ・別紙 2 申告書 C（業歴 1 年 1 か月以上の個人事業主の方） ※
- ・記入見本（交付申請書及び請求書・申告書 A）
- ・記入見本（交付申請書及び請求書・申告書 C）
- ・申請の手引き
- ・申告書（別紙 2）の記入方法

※ 追加送付・再提出用の申告書を含みます。

○新設される書類※

- ・別紙 2 申告書 a（業歴 1 年 1 か月以上の法人の方）（2 週間要件用）
- ・別紙 2 申告書 b（業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の法人等の方）（2 週間要件用）
- ・別紙 2 申告書 c（業歴 1 年 1 か月以上の個人事業主の方）（2 週間要件用）
- ・別紙 2 申告書 d（業歴 3 か月以上 1 年 1 か月未満の個人事業主等の方）（2 週間要件用）
- ・別紙 2 申告書 e（業歴 1 年 1 か月以上の法人で特殊事情のある方）（2 週間要件用）
- ・別紙 2 申告書 f（業歴 1 年 1 か月以上の個人事業主で特殊事情のある方）（2 週間要件用）

※ いずれも追加送付・再提出用の申告書を含みます。

・本改正に伴い、オンライン申請システムが改正となります。当該システムの改正は、2021年1月29日を予定しております。本改正の対象となる方のうち、「3年前同期」の売上高を比較される方におかれましては、恐れ入りますが、当該システムの改正完了までお待ちください。

・「最近2週間等」の売上高の比較は、オンライン申請システムの対象外となります。「最近2週間等」の売上高を比較される方におかれましては、恐れ入りますが、郵送にて申請いただきますようお願いいたします。

以上

(本件に関するお問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)



0570-060515 (平日・土日祝日 9時~17時)